

令和6年3月市議会定例会議

総務常任委員会資料

- ◆ 議案第27号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

- ◆ 報告第1号 専決処分報告の件
 - ・専決第2号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

消防本部

議案第27号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件（消防本部所管分）
（議案書89～90頁）

1 改正の概要

危険物製造所等設置許可申請手数料のうち「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の申請手数料の改正を行う。

2 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

浮き屋根式屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことに伴い、タンクの開放点検時に、浮き屋根に係る内部点検（加圧漏れ試験、超音波板厚測定等）を実施するようになった。これにより、許可申請に伴い市町村長等が確認すべき審査時間（補修箇所の審査等）の増加や、職員単価、物価及び消費税率の上昇等を積算に加え、手数料額に反映させる必要が生じた。

3 改正の内容

種類		金額		
事務	名称		現行金額 (円)	改正後金額 (円)
2 法第11条第1項前段の規定に基づく設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所等設置許可申請手数料	(5)浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		
		ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満	1,180,000	<u>1,450,000</u>
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満	1,410,000	<u>1,720,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満	1,590,000	<u>1,920,000</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満	1,950,000	<u>2,360,000</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満	2,270,000	<u>2,740,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満	4,550,000	<u>5,640,000</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満	5,820,000	<u>7,240,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上	7,070,000	<u>8,790,000</u>

4 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

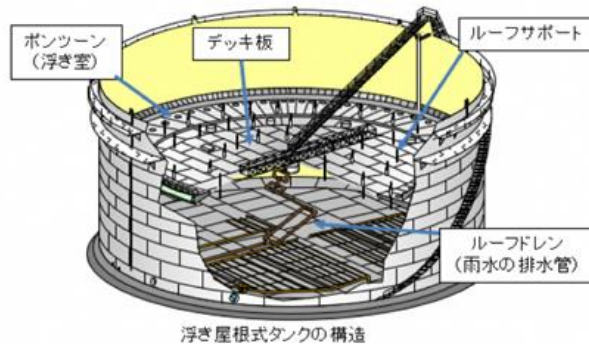
屋外タンク貯蔵所の屋根や蓋が貯蔵物液面に浮いており、液面とともに上下するタンクであり、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の容量が1,000キロリットル以上のものをいう。

屋根が液面とともに上下することで、貯蔵物の蒸発損失を少なくし、蒸気相をなくして安全性が保たれるという利点があることから、原油、ガソリンなどの揮発性石油類の貯蔵

に多く用いられている。沿岸部の石油コンビナート等で目にすることができる。
本市における当該貯蔵所の設置実績はない。



参考写真：浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の外観



5 条例の施行日 令和6年4月1日

